九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

国際法における直線基線の設定と第三国の対応 : 国家実行における抗議の実効性

長岡, さくら

https://hdl.handle.net/2324/1654977

出版情報：九州大学, 2015, 博士（法学）, 論文博士
バージョン：
権利関係：やむを得ない事由により本文ファイル非公開（3,4）

KYUSHU UNIVERSITY

（様式６－２）

氏　　名	長岡　さくら
論　文　名	国際法における直線基線の設定と第三国の対応 ――国家実行における抗議の実効性――
論文調査委員	主　査　　九州大学　　教授　　柳原　正治 副　査　　九州大学　　准教授　韓　相熙 副　査　　福岡工業大学　　准教授　中川　智治

論　文　審　査　の　結　果　の　要　旨

本論文は、直線基線の成立過程とその後の各国による直線基線設定の国家実行、そしてそれに対する第三国の対応を題材として、国際法における抗議の実効性を分析したものである。

本論文の出発点は、国際社会において法による完全な支配は行われているのか、そして、行われていないとすれば、行われるようになるためにはどのようなことが必要とみなされるのかという、国際法の根本にかかわる問題意識である。こうした問題意識の下に、本論文において検討の対象とされているのが、沿岸国による直線基線の設定である。この国家実行は、国家による一方的行為及びこれに対する第三国の対応に関する事例が多く存在する国際海洋法の分野のなかでも、とりわけ重要な問題と位置づけられる。この問題についての従来の研究においては、国際裁判の判例や二次文献を用いての法理論の研究に主眼が置かれ、一次資料に依拠しての国家実行の検討やこれらを通じての法理論研究は行われてこなかった。本論文では、一次資料を用いた国家実行の検討により、既存の国際法研究とは異なる視点から検討しようとしている。

本論文は３章から構成される。第１章「国際法上の基線」においては、領海の幅を測定するための「基線」概念について、その歴史的成立過程と現行規則が詳細に分析されている。国際法における基線概念の歴史は、国際海洋法分野全体の伝統や歴史と比較すると非常に短いことが指摘されている。領海制度の確立後、領海の幅に関する各国の激しい対立は近年まで長く続いたが、領海を設定するための基準となる基線については２０世紀に入るまで関心が向けられず、その概念は１９５８年に採択された領海条約によって確立したとみなされている。同条約の規定内容を受け継いだ国連海洋法条約（１９８２年）では、国際法上の基線が、海岸の地形に依拠した通常基線（低潮線）と人為的な直線を用いる直線基線とに分類されているが、人為的な基線としては、これ以外にも、河口、湾口閉鎖線、そして群島基線が存在していることが指摘され、それぞれの制度が詳細に分析されている。

第２章「国家による基線設定行為と第三国の応答」においては、直線基線が、第一義的には国家の主観や裁量によって決定されるため、その利用根拠や利用方法に異議を唱え、沿岸国に対し抗議を行う国家が多いことがまず指摘されている。そして、従来の国際法学では、当該国家に対し抗議を行うことにより、自国は行為国による一方的行為の法的効果を排除しうる、あるいは、発現させないと説明されてきたが、国家実行についての一次資料に依拠すると、既存の法理論・説明と現実の間には不一致がみられることが明らかになったとされる。すなわち、当該沿岸国は第三国による抗議を受けた後も、その一方的行為を行い続け、当該抗議の実効性が確保されていないケースがほとんどであることが明らかにされている。

つづく第３章「国際法上の抗議が一方的行為に与える影響」においては、国際法上の抗議概念がまず詳細に検討され、抗議を言葉による外交的表明に限定せず、米国に代表されるような国家機関を用いた実行による主張（示威行動）をも含むととらえることもできることが明らかとされる。そのうえで、米国が実施してきている「航行の自由計画（Freedom of Navigation Program）」が詳細に分析されている。そして、外交上の抗議のみが行われた場合の国内法の変更の場合と、示威行動が行われた場合の国内法の変更の場合の、諸事例の分析の上に、言葉による外交的表明に限定したケースと比べ、示威行動が伴う場合には、抗議に一定の実効性があることが確認されている。

そして「結びにかえて」においては、各国の国家実行を数多く網羅的に洗い出すことによって、ある問題に対する客観的な基準を見出し、国際法による完全な支配に繋げていくことができるはずであるという、今後の展望が示されている。

以上の研究は､直線基線の設定行為とそれに対する第三国の対応という国家実行の分析に基づき、抗議の法的効果について探求した点で、これまでの研究にはみられない特徴をもつ。

本論文は以下の諸点においてとくに優れた業績であると評価できる。第一に、領海の幅を測定する基準としての「基線（baseline）」という概念そのものが、実は２０世紀になって注目を集めるようになったのであり、しかも概念として確立したのは１９５８年の領海条約においてであるという点を明らかにしたことは、独創的な研究成果と評価できる。１９世紀までに、着弾距離説、あるいは、領海３海里説などが唱えられていったなかでも、領海の幅を測定する基点としてなにを想定するかということは、いいかえれば、たとえば低潮線なのか高潮線なのかということは、そもそも正面から問題とされていなかったという指摘である。

第二に、沿岸国による基線設定と第三国の対応について、実に大量の国家実行の一次資料を渉猟して、①第三国の反応がない場合、②第三国の反応があり、かつ、沿岸国が基線の変更を実施した場合、③第三国の反応があったものの、沿岸国の応答のみある場合、④第三国の反応があったものの、沿岸国の応答がない場合の４つに分類した点は（添付されている表２を参照）高く評価される。

そして第三に、従来国際法研究者によってほとんど分析の対象とされてこなかった、米国の「航行の自由計画」の実に大量の事例を細かく分析し、外交上の抗議のみが行われた場合と示威行動がともなう場合に分類し、それぞれについて沿岸国の対応を分析している点も（表３参照）、きわめてユニークな研究と位置づけることができる。対象となっている沿岸国は７９ヶ国に及び、しかも、カテゴリー１（米国が承認していない歴史的湾／歴史的水域に関する主張）、カテゴリー２（国連海洋法条約に反映されている慣習国際法に合致する形で描かれていない領海基線に関する主張）、カテゴリー３（幅が１２海里を超えない領海に関する主張）、カテゴリー４（１２海里を超える領海の主張）、カテゴリー５（１２海里を超える海域に対する管轄権の主張）、そしてカテゴリー６（群島に関する主張）の６つのカテゴリーに分類して実に詳細な分析がなされている。

本論文にはなお、以下のような問題点がある。第一に、本論文でいわれる「一方的行為」について、国際法上の一方的行為と一方的国内措置の区別を充分に行っているかがかならずしも明確ではない。第二に、直線基線については、「海岸線が著しく曲折している」場合と「海岸に沿って至近距離に一連の島がある」場合の二つがあるが、これらをまったく同列に論じてよいのかについての考察が欠けている。このような問題点はあるものの、本論文は、直線基線の設定と第三国の対応を題材として国家実行における抗議の実効性の問題に正面から取り組んでおり、学界に貢献する研究成果をあげたと評価できる。

以上の点から、本論文は、論文博士としての内容と質を十分に確保しており、博士（法学）の学位授与に値するものと審査委員一致して判断した。